

(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業における客観的な評価の結果について

浜松市（以下「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定に準じ、（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、同法第11条第1項の規定に準じ、客観的な評価の結果を公表する。

令和7年12月18日

浜松市長 中野 祐介

1 落札者決定までの経緯

本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、総合評価一般競争入札方式により行った。令和7年3月26日付けで入札公告を行ったところ、1グループから入札書類の提出があった。

市では、学識経験者等で構成される江之島ビーチコート整備・運営事業における浜松市PFI等審査委員会を設置し、当該審査委員会が落札者決定基準に基づいて審査した結果を踏まえ、東海ビル管理グループを落札者として決定した。

2 落札者

入札参加者（グループ）名	東海ビル管理グループ
代表企業	東海ビル管理株式会社
構成員	須山建設株式会社、中村建設株式会社、株式会社中村組、株式会社理研グリーン静岡支店
協力企業	株式会社竹下一級建築士事務所、株式会社フジヤマ

3 落札金額

4,206,017,544円（消費税及び地方消費税額を含まない）

4 財政負担額の比較

本事業について、市が自ら実施する場合と、落札者の提案に基づきDB0方式で実施する場合の財政負担見込額を現在価値に換算した上で比較した。

この結果、市が自ら実施する場合に比べ、落札者の提案に基づきDB0方式で実施する場合は約5.13%の縮減が見込まれる。